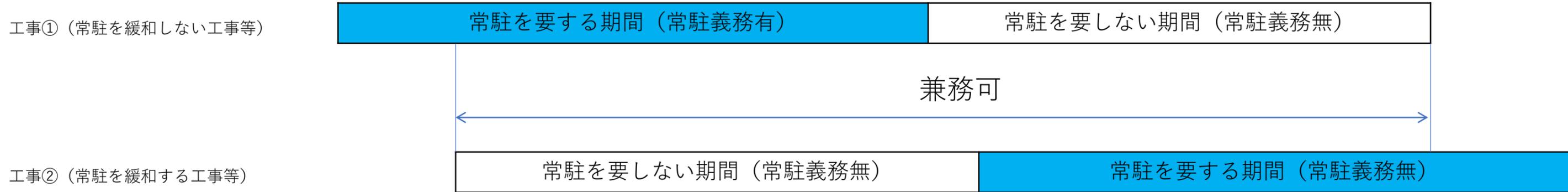


【参考資料①】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について [兼務できる工事等について]

■ 常駐を要しない期間の兼務について

「常駐を要しない期間」については、他の工事に常駐することが可能になるため、「常駐を要する期間」において常駐を緩和しない工事等の現場代理人等とも兼務が可能である。



【留意事項】

- 工事①、工事②ともに埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事ではないこと
- 兼務する工事が「常駐を要しない期間」であっても兼務届を提出すること（「常駐を要しない期間」であることを書面にて確認する。）
- 現場代理人等の工期途中での途中交代は、契約の適正な履行を確保するためにも必要最小限とすること。

■ 兼務ができる工事等について【埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札調査を経て契約を締結した工事を除く】

| | | 兼務する工事等（国又は地方公共団体が発注する工事等） | | |
|------|------------------------|----------------------------|-------------------|-----------------|
| | | 常駐を要しない期間（※1） | 常駐を要する期間 | |
| | | | 常駐を緩和する工事等 | 常駐を緩和しない工事等（※2） |
| 自工事等 | 常駐を要しない期間（※1） | ○ | ○ | × |
| | 常駐を要する期間 常駐を緩和する工事等 | ○ | ○ (ただし、兼務要件あり) | × |
| | 常駐を緩和をしない工事等（※2） | × | × | × |

○：兼務可
 ×：兼務不可
 ※1 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（1）に該当する期間
 ※2 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（2）に該当しない工事等

【参考資料②】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について [兼務ができる工事等の現場間の距離等について]

■兼務ができる工事等の現場間の距離要件等について 【埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札調査を経て契約を締結した工事を除く】

| | | 兼務する工事等（国又は地方公共団体が発注する工事等） | | | | | |
|------|------------------------|--|----------------------|--|-----------------------|---|-----------------|
| | | 常駐を要しない期間（※1） | 常駐を要する期間 | | | | 常駐を緩和しない工事等（※2） |
| | | | 常駐を緩和する工事等 | | | | |
| | | | 主任技術者を専任で配置する必要のない工事 | 主任技術者を専任で配置する工事のうち、同一の主任技術者の兼務が認められた工事 | 調査・測量業務 土木施設維持管理業務 | | |
| 自工事等 | 常駐を要しない期間（※1） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × | |
| | 常駐を要する期間 常駐を緩和する工事等 | 主任技術者を専任で配置する必要のない工事 | ◎ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 主任技術者を専任で配置する工事のうち、同一の主任技術者の兼務が認められた工事 | ◎ | ○ | ○ | × | × |
| | | 調査・測量業務 土木施設維持管理業務 | ◎ | ○ | × | ○ | × |
| | | 常駐を緩和をしない工事等（※2） | × | × | × | × | × |

◎：兼務可

○：兼務可（距離要件あり）

×：兼務不可

※1 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（1）に該当する期間

※2 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（2）に該当しない工事等

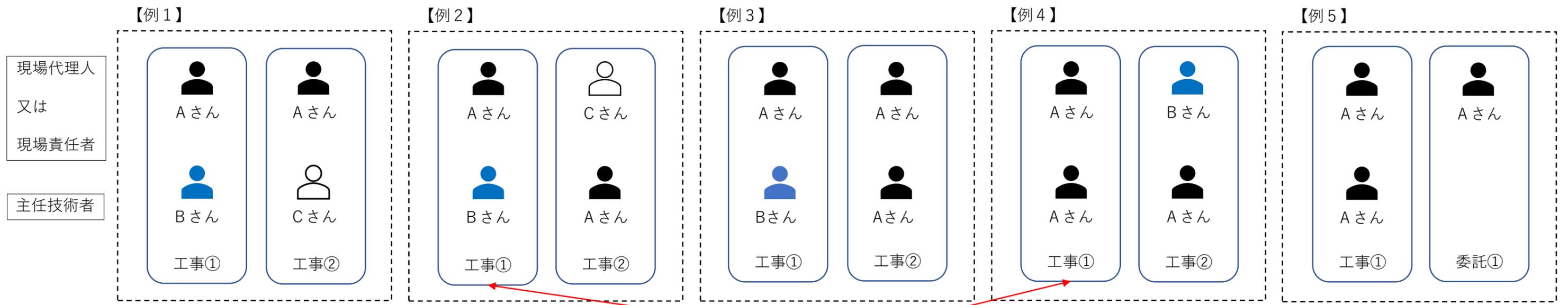
【距離要件】

以下のいずれかを満たすこと

- ・ 同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所に隣接する市町村内
- ・ 「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

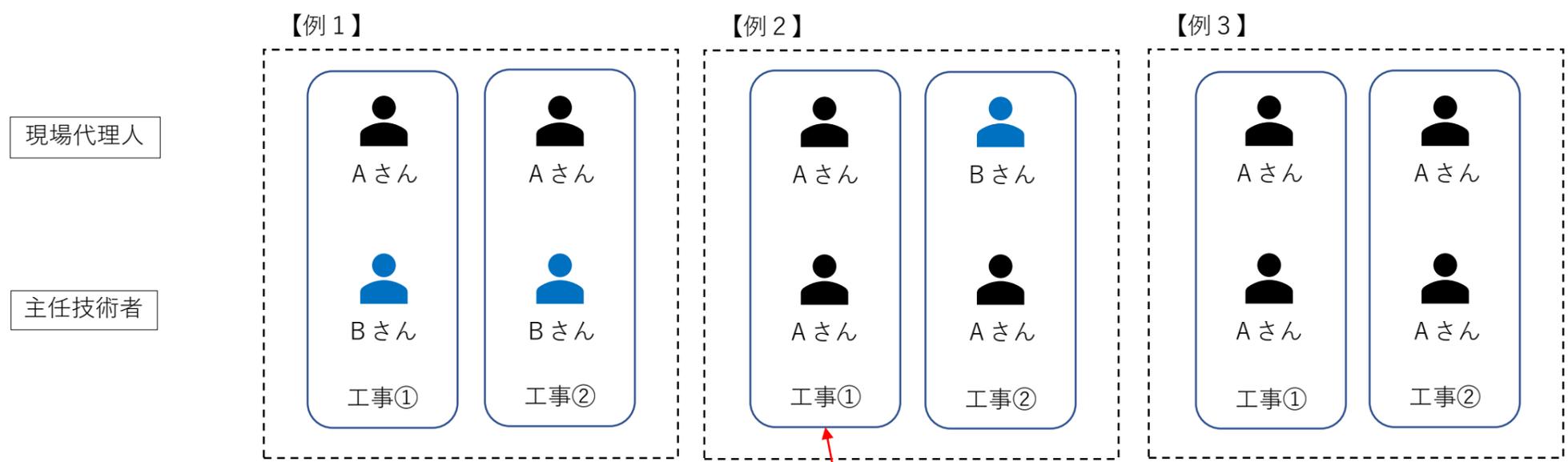
【参考資料③】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について【兼務の一例】

■ 兼務例 1 [（主任技術者を専任で配置する必要のない工事、調査・測量業務委託又は土木施設維持管理業務委託）同士が兼務する場合]



1（2）アにより、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の主任技術者になることができる

■ 兼務例 2 [主任技術者を専任で配置しなければならない工事と兼務する場合]



1（2）イにより、同一の主任技術者が兼務する工事であるため、工事②に従事する場合に限り、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の主任技術者になることができる。